

通行止規制作業(リスクアセスメント)作業手順書パターン2(先頭固定無い場合)

会社名	中日本ハイウェイメンテナンス古屋(株)	施工ケース	主な設備、仕様機械	主な使用工具、器具	安全設備、保護具	使用材料
作成日	令和3年1月6日	通行止	2トトラック	発電機、発煙筒 可搬式標識車	保護帽、手袋、安全靴、 安全フォック、しらすんだー	規制機材一式
改訂日	令和4年3月1日					
作成者	酒向					
必要資格等	運転免許(旧普通・中型)、職長教育講習				作業人員 (交通監視員)	3名 その他

可能性	1:ほとんど起きない (5年に1回程度)	2:たまに起きる (1年に1回程度)	3:かなり起きる (6ヶ月に1回程度)
頻度率:1	頻度率:2	頻度率:3	

重大性	軽微 (不体災害)	重大 (休業災害)	極めて重大 (死亡・障害)
危険度:1	危険度:2	危険度:3	

評価	対策変更の 必要なし	対策が必要	即座に対策 が必要
	1~2	3~4	5~9

作業工程	施工ケース	No	単位作業とその主な手順	危険有害要因(予測される災害・事故) (品質、トラブルも含む)	評価		危険有害要因低減対策	誰が 点検・確認	評価		参考図(別紙も可)			
					可能性	重大性			可能性	重大性				
準備作業	※はステップ 使用時	・作業前ミーティング												
		共通 1	新規入場者のチェックをする。	現場、施工方法等について十分な知識を有していない。	2	2	2	2	2	2	2	2		
		共通 2	健康状態を確認する。	風邪、飲酒等により正常判断ができない。	2	2	1	2	2	1	1	1		
		共通 3	服装、保安用具の点検をする。	自発光フォックの球切れがある。からまんでの音が鳴らない。	2	2	4	2	2	4	2	2		
		共通 4	機械・規制材等の準備、点検をする。 (痛んだ規制材は使わない、点灯確認)	協議書に元づいた規制材でない。車両の不具合。 規制時に視認性が悪い。	2	2	1	2	2	2	4	2		2
		共通 5	朝礼、KYミーティングを行う。	慣習と現場に入り事故を起こす。	2	2	1	2	2	1	2	2		
		共通 6	作業手順の確認をする。	各自の作業が分かっていなくて、現場で不安全行動を起こす。	3	1	3	2	2	1	2	2		
共通 7	車両点検、※ステップ 荷姿、プレートチェックをする。	積荷等が落下する。 ステップから人が落ちる 規制材の落下。 業務用プレートの不正使用。	2	2	4	2	2	4	2	2	2			
移動	・現場への移動													
	共通 1	交通ルールを守り運転する。	人身、物損事故、携帯電話使用、シートベルト。	2	3	6	nexcoの一端であることを自覚して運転する。	運転手	1	3	3			
	共通 2	高速道路に入る前には、プレートを確認しておく。	プレート区域外使用。 (自主、メンテ職員)	2	1	2	車両点検時、荷姿チェック時に確認しておく。	全員	1	1	1			
	共通 3	出発。(後戻りは閉路局無線を入れてから)	無線の未開局により管制センターが状況把握できない	2	1	2	出発前には閉局するよう徹底させる	後尾助手	1	1	1			
	共通 4	最寄りの休憩施設、BS等に待機。	駐車スペースが無く、一般車両とトラブル	2	2	1	一般車両に配慮して駐車する。BSでは回転灯やハザード点灯する。	運転手	1	2	2			
	共通 5	車両は、ハンドル切、サイドブレーキ、 輪止めを必ずする。	車両が動いて、他のものに接触する。	1	2	2	運転中には、ハンドル切、サイドブレーキ、輪止め 啓発のプレートを掲げる。(必ず行う)	全員	1	2	2			
共通 6	SAPA等での車両の駐車	後退時に一般通行車、駐車車両に接触する。	2	2	4	後退誘導の方法は以下のとおりとする 1.誘導員は運転手から見えない位置に立つ(車両斜め後方的な) 2.線が高く上げ、手のひらを誘導する方向に大きく振り幅もしくは、声にて誘導する(オーラ) 3.停止させる際は腕を高く上げ、手のひらを運転手に向ける。 (ストップまたは止まれ) (注意事項) ・誘導員は周囲の車両、障害物、歩行者の動向にも注意し自らの安全を確保して誘導する。 ・一般車の往来が激しい時は、後退誘導を中止し待機する	誘導員	1	2	2				
本作業	通行止規制設置													
	通行止 1	作業開始の連絡を受ける	打合せ不足による、作業手順間違い	2	2	4	NEXCO・メンテ担当職員と十分に打合せを行う	メンテ職員・規制責任者	1	2	2			
	通行止 2	管理隊との引き継ぎを行う	打合せ不足による、作業手順間違い	2	2	4	現地管理隊と規制責任者が十分に打合せを行う	規制責任者	1	2	2			
	通行止 3	発煙筒で仮フェースを設置する。	発煙筒が転がらぬ等の火災	2	2	4	発煙筒が転がらないよう後ろをつぶす対策を徹底する 規制材は発煙筒を使用した際、必ず発煙筒の火(煙)の完全消失を確認し、回収可能であれば安全に留意したうえで回収すること。規制材で確認が困難な場合は、後退警戒車を確認する。	誘導員 規制班	1	2	2			
	通行止 4	16枚でフェース(矢板)をつくる。	フェースの線形が悪く、一般車がフェース部に滞留する。 (必要に応じてハブコーン及び注意喚起設置)	2	2	4	線形を確認しながら矢印板設置。 保安員による発煙筒を用いて追い出しを徹底する。	全員	1	2	2			
交通監視・誘導	通行止 5	通行止規制設置完了連絡を行う。	規制完了の連絡を忘れる。	2	1	2	メンテ担当職員に確実に連絡する。	規制責任者	1	1	1			
	通行止 6	フェース監視	フェース部の巡回をする時、一般車追突。	1	3	3	一般車両の動向に注意しながら巡回する。	先端保安員	1	3	3			
通行止規制解除	通行止 6	解除予定の連絡を受ける。	打合せ不足による、作業手順間違い	2	2	4	NEXCO・メンテ担当職員と十分に打合せを行う	メンテ職員・規制責任者	1	2	2			
	通行止 7	規制責任者による役割分担の明確化	不明確な役割分担と連携不足による不安全行動	2	3	6	回収者、回収補助者、運転手、監視員の役割確認	全員	1	3	3			
	通行止 8	フェース以外のハブコーン及び注意喚起撤去	一般車両が落ちてフェース設置部に接触する。	2	2	4	保安員による発煙筒を用いて追い出しを徹底する。	全員	1	2	2			
	通行止 9	解除時間確定の連絡を受ける	メン職員が伝え忘れてしまう。	2	2	4	伝え忘れないよう議事録を作成する。	メン職員	1	2	2			
	通行止 11	フェース部の撤去を開始する。	フェース撤去時、作業員がひかれる。	2	3	6	作業員の一般車両の動向に十分注意するよう徹底させる。	全員	1	3	3			
	通行止 12	通行止規制解除完了連絡を行う。	規制解除完了の連絡を忘れる。	2	1	2	メンテ担当職員に確実に連絡する。	規制責任者	1	1	1			
	通行止 13	荷姿の養生をする。	養生をする時に通行車両と接触する。	2	1	2	養生は誘導員で行う。	全員	1	3	3			
	通行止 14	移動時の荷姿を点検する。	走行中に規制材が落下する。	2	3	6	ロープ等で規制材を固定し、落下の恐れが無い確認する。	全員	1	3	3			
	離脱	・基地への移動												
		共通 1	離脱	本線合流時に接触事故。	2	3	6	車両間隔を十分とって合流。	全員	1	3	3		
		共通 2	交通ルールを守り運転する。	人身、物損事故。	2	3	6	nexcoの一端であることを自覚して運転する。	運転者	1	3	3		
		共通 3	基地到着後、後戻りは管制に閉路局無線を入れる	連絡の入れ忘れ。					全員					
		共通 4	車両の駐車	他の車両と接触事故を起こす。				車両駐車時は、誘導員を配置する。	全員					
	共通 5	書類の提出	書類の紛失。				全員で確認すること。	全員						
共通事項	(1) 路肩作業箇所の上流側での注意喚起等による安全対策の徹底！													
	作業途中での作業手順の変更時にラバコンの受け渡しの動作の変更する場合は一旦停車し、作業責任者のもと変更内容を全員に周知する。													
	○1人作業は極力回避する。作業時に一人となる場合は、安全な場所に待避する。													
	・やむを得ず行う場合は保安員の監視の下で実施。													
	○交通監視員(交通誘導員)を必ず配置する。													
	・緊急時の合図や避難場所も確認													
	○通行車線側での作業は原則的に行わない。													
	・やむを得ず行う場合は保安員の監視の下で実施。													
	(2) 路肩停止車両の右側走行車線側での作業の禁止！ 下記①～④の内、いずれかの対応を実施。													
	①荷台アオリ部へのアオリクランプの装着(社有車対応済み)													
②車両右側フックへのカラビナ付ロープの固定														
③リース車等においてはロープ固定による取付(金具等未対応車両)														
④直近の休憩施設や連絡等施設等の安全な場所にてシート、ネット掛けの確認。														
(3) 車両への乗降は、供用車線の反対側から乗降！														
○標識車等で供用車線の反対側からの乗降が困難な車両は除くものとする。														
○やむを得ず供用車線から乗降する場合は、上流側に監視員を必ず配置し誘導員により乗降する。														
・降車時は監視員が先に供用車線の反対側から降車し、乗車時は監視員が最後に供用車線の反対側から乗込む。														
(4) 規制標識の設置及び撤去作業時の車両及び作業員の後退禁止！														
○徒歩による下流側からの規制標識の撤去はしない。														
○路肩係員や現場状況等に問わず全ての工事(作業)を対象。														
○下流側ICで反転上流側より車両移動にて順次撤去する。														
○路肩係小部等、車両移動が困難な場合は除く。(徒歩作業時は、監視員を配置し防護網の外等 安全な場所を移動する。)														
(5) 車両進入時の安全対策(下記のいずれか、もしくは両方)														
○大型車両(最新設置設備車)の配置 作業現場より20～40mの位置に配置(現場にあわせて移動)														
○とまると、とまるゾウの配置 作業現場より60mの位置に設置(作業現場が動くときは、とまるゾウも現場にあわせて移動する。)														
※作業手順と異なる場合作業を継続せず、作業員の安全を確保の上、再度メンテ職員との次の作業手順を確認した後に再開する。														